

平成 24 年度予算の概算要求組替え基準について

〔平成 23 年 9 月 20 日
閣 議 決 定〕

我が国は、東日本大震災及び世界的な金融経済危機という二つの危機に直面している。「危機」によりもたらされた資源・エネルギーを始めとする数多くの制約を克服し、我が国を持続的な経済成長軌道に乗せるため、経済成長に向けた新たな成長戦略を策定し、平成 24 年度予算等も活用し、その実現を図る必要がある。

他方、我が国は、毎年度 30 兆円から 40 兆円台にも上る巨額の財政赤字を計上し、公的債務残高も増加を続けている。政府は、いついかなる場合でも機動的・弾力的な政策的対応が求められるため、政策的な余力を常に維持しなければならない。財政健全化に向けた取組は、歳出削減や税外収入による増収、さらには国債の発行のあり方について十分検討することと併せて実施されるべきものである。

政権交代後、政府は、財政健全化と経済成長への取組を両立させるため、配分割合が固定していた予算配分を省庁を超えて組替え、財政規律を維持しつつ、国民生活を第一に考えた予算構造に改めることで、経済成長と国民生活の質の向上の実現に努めてきた。しかしながら、こうした取組は未だ道半ばであり、今後も更に徹底して行くべきものである。

「震災」、「世界的な金融経済危機」、そして「財政」といった現下の諸課題の解決に向けた取組を両立させるため、復旧・復興対策について財源を確保し、多年度で収入と支出を完結させる枠組みを定めることを通じ別途管理での対応を可能とする、平成 24 年度から平成 26 年度を対象とした「中期財政フレーム」(8 月 12 日閣議決定)を先般策定した。

こうした中、平成 24 年度予算の概算要求を行うに当たっては、昨年度同様、「中期財政フレーム」を前提に、ムダづかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それにより確保された財源を用いて必要性や効果のより高い政策に重点配分するといった、省庁を超えた大胆な予算の組替えを行うことを基本とする。

こうした予算の組替えのために必要となる土台作りの一環として、先般、財務大臣より、概算要求に係る作業手順を発出した。これを受け、現在、各省大臣の下において、概算要求に向けた作業が進められているが、上記の基本的考え方を踏まえつつ、重点的・戦略的な予算編成を行っていくため、予算を重点配分する分野のあり方など、平成 24 年度予算の概算要求等に関わる重要な事項について、以下に「組替え基準」を定める。

1. 平成 24 年度予算の概算要求に当たっての基本的考え方

当面の財政運営に当たっては、「中期財政フレーム」を遵守しつつ、我が国の最優先課題である東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害の速やかな収束並びに震災と世界的な金融経済危機に直面している我が国経済社会の再生に全力を尽くすことが肝要である。

8 月 23 日に財務大臣より各省大臣に通知（「平成 24 年度予算の概算要求に係る作業について」）を発出したところであるが、平成 24 年度予算の概算要求組替え基準においては、上記の財政運営に関する基本的考え方を踏まえ、この通知による土台作りの上に、以下の基本方針を定める。各省大臣は、この基本方針に沿って、（別紙）により、要求・要望を行うこととする。

(1) 平成 23 年度第 3 次補正予算等との一体的・連続的な編成

東日本大震災からの復旧・復興対策については、平成 23 年度第 1 次及び第 2 次補正予算等を着実に執行するとともに、今後予定される平成 23 年度第 3 次補正予算等と平成 24 年度予算を一体的・連続的に編成する。

平成 24 年度予算における東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経

費については、別途管理とし、所要の金額を要求することとする。

(2) 我が国経済社会の再生に向けた取組(「日本再生重点化措置」)

我が国経済社会の再生に向けた取組として、歳出改革により捻出された財源を用いて、再生に向けてより効果の高い施策に予算を重点配分する取組(「日本再生重点化措置」)を実施する。

① 我が国経済社会を再生し、国民一人ひとりが希望をもって前に進める社会を実現するため、下記②ロ)に掲げる分野において、将来を見据え、新たな雇用の創出を含め、我が国経済社会の再生に真に資する分野に予算を重点配分する取組として、「日本再生重点化措置」を実施する。その規模は、7,000 億円規模とし、歳出の大枠である約 71 兆円の枠内で、最大限の予算の重点化を図る。

②各省からの「要望」

イ) 「要望」額

各大臣は、(別紙) 2. の定めに沿って、当該「重点化措置」に向けて要望することができる。

ロ) 重点化措置の対象となる分野

- i) 新たなフロンティア及び新成長戦略(科学技術・エネルギー・海洋・宇宙等、インフラ整備を含めた成長基盤の強化)
- ii) 教育(スポーツを含む)・雇用などの人材育成
- iii) 地域活性化(新たな沖縄振興政策を含む)
- iv) 安心・安全社会の実現

2. 予算のメリハリ付けに向けた予算編成プロセス

(1) 予算編成の新たなプロセスの創設

「日本再生重点化措置」による予算配分の重点化や予算編成過程での重要課題の検討のため、予算編成に関する政府・与党会議を設置し、政

府・与党一体となって、平成 24 年度予算編成に取り組む。

なお、同会議の下に実務者会合を設置する。実務者会合において、各省からヒアリングを実施することなどにより実務的論点について検討を行い、必要に応じ、同会議に報告を行う。「日本再生重点化措置」による予算の配分については、同会議の議論を受けて、最終的には総理が決定する。

(2) ムダづかい根絶や総予算の組替え

政権交代以降、政権が取り組んできたムダづかい根絶や特別会計等を含めた総予算の組替えに対する取組は未だ道半ばであり、平成 24 年度予算編成においても、引き続き、行政刷新の継続・強化を通じた歳出全般にわたる見直しが必要不可欠である。

このため、裁量的経費のみならず、義務的経費等についても、予算編成過程において、行政刷新会議による事業仕分け等を通じ、聖域なく制度の根幹にまで遡った見直しを実施し、必要に応じ、より優先順位の高い施策の財源に充当することとする。

1. 基礎的財政収支対象経費

(1) 年金・医療等に係る経費等

- ① 補充費途として指定されている経費等のうち、年金、医療等に係る経費（以下「年金・医療等に係る経費」という。）については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に高齢化等に伴う自然増（各所管計 11,600 億円）を加算した額の範囲内において、各大臣ごとに、要求する。

なお、上記の前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額は、「子どもに対する手当の制度のあり方について」（平成 23 年 8 月 4 日付け民主党、自由民主党及び公明党の幹事長及び政調会長による合意をいう。）を踏まえた額（所得制限世帯に対する措置に相当する額を除く。）とし、所得制限世帯に対する措置を含めた制度のあり方については予算編成過程で検討し、その結果を平成 24 年度予算に反映させることとする。

また、上記自然増を含め、年金・医療等に係る経費についても、合理化・効率化に最大限取り組み、その結果を平成 24 年度予算に反映させることとする。

(注 1) 上記自然増(各所管計 11,600 億円)には、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れることとされている基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 と 36.5%との差額に係る自然増が含まれている。

(注 2) 平成 22 年度税制改正における年少扶養控除等の見直しによる地方増収分(5,050 億円)については、要求においては上記自然増から控除した上で、その取扱いについては、予算編成過程で検討し、その結果を平成 24 年度予算に反映させることとする。

- ② また、旧軍人遺族等恩給費等については、前年度当初予算における旧軍人遺族等恩給費等に相当する額から自然減を減算した額の範囲内に

において、要求する（なお、①及び②の経費を、以下「年金・医療等に係る経費等」という。）。

(2) 地方交付税交付金等

地方交付税交付金及び地方特例交付金（以下「地方交付税交付金等」という。）の合計額については、「中期財政フレーム(平成24年度～26年度)」(平成23年8月12日閣議決定)との整合性に留意しつつ、要求する。

なお、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)において、国・地方合わせた財源の確保にあわせて行うこととされている地方交付税の加算等については、その全額を(6)(注)における「歳出の大枠」への加算の対象とする。

(3) 予備費

予備費（経済危機対応・地域活性化予備費を含む。以下同じ。）については、13,100億円（このうち、経済危機対応・地域活性化予備費は9,600億円）を要求する。

なお、経済危機対応・地域活性化予備費の平成24年度における取扱いについては、今後の経済状況等を踏まえ、予算編成過程において検討し、「日本再生重点化措置」への活用も含め、必要な措置を講ずる。

(4) 「高校の実質無償化」、「農業の戸別所得補償」及び「高速道路の無料化」

「高校の実質無償化」及び「農業の戸別所得補償」については、所要の額を要求する。「高速道路の無料化」については、平成24年度予算概算要求において計上しない。

(5) 概算要求枠

各大臣は、以下の①及び②に掲げる経費ごとに定める計算により算出された額の合計額（以下「概算要求枠」という。）の範囲内で要求する。各大臣ごとの概算要求枠については、(付表)に定める。

① 義務的経費

以下の(イ)ないし(ニ)及び(注)に掲げる経費（上記(1)ないし(4)に掲

げる経費に相当する額を除く。以下「義務的経費」という。)については、各大臣ごとに、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において要求する。

(イ) 補充費途として指定されている経費

(ロ) 人件費

(ハ) 法令等により支出義務が定められた経費等の補充費途に準ずる経費（平成 23 年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入等及びその他施設費を除く。）

(ニ) 国家機関費（一般行政経費を除く。）及び防衛関係費に係る国庫債務負担行為等予算額

(注) 人件費に係る平年度化等の増減及び国際通貨基金・世界銀行年次総会の開催に必要な経費等の増減については、上記の額に加減算する。

なお、義務的経費についても、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根元にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、歳出の抑制を図る必要がある。

②その他の経費

各大臣は、「中期財政フレーム(平成 24 年度～26 年度)」2③(i)に定める「基礎的財政収支対象経費」のうち、上記(1)ないし(4)及び(5)①を除く経費（以下「その他の経費」という。）については、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額に 100 分の 90 を乗じた額（以下「基礎額」という。）の範囲内で要求する。

(注 1) 石油石炭税及び電源開発促進税の税収見込額と平成 23 年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入額相当額との差額等については上記の額に加減算する。

(注 2) 各大臣の年金・医療等に係る経費と(2)ないし(5)に掲げられた経費については、両経費の性質が異なることから、両経費間での調整は行わない。ただし、各経費において、恒久的な削減を行ったものとして、財務大臣が認める場合には、両経費間で調整をすることが

できる。また、調整を認めるにあたっては、今後の各経費の増加の見込みも勘案することとする。

(注 3) 特別会計の改革の実施等により経理区分が変更されることに伴い増加する経費については、「財政運営戦略」に定める財源確保ルール（「ペイアズユーゴー原則」）に則り、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

(注 4) 公共事業関係費等に関する地域に係る一括計上分については、関係所管をベースとした調整を行うこととする。その他、概算要求枠の合計額が変わらないものとして、財務大臣が認める場合には、各大臣間で概算要求枠の額の調整をすることができる。

(注 5) ①に規定する義務的経費（①(注)の規定に基づき加減算が認められている経費（人件費を除く。）及び既存債務の支払いに係る経費を除く。）及び②に規定するその他の経費（②(注 1)の規定に基づき加減算が認められている経費を除く。）の要求額については、その合計額の範囲内において、各経費間で所要の調整をすることができる。

(6) 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費

各大臣は、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費については、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）に沿って、所要の額を要求する。

(注) 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（復興債の償還を除く。）のうち、復興債の当該年度の発行額及び時限的な税制措置等による歳入額の合計額から、復興債の当該年度の償還額等を差し引いた残額により賄われるものについては、当該財源と併せて別途管理し、当該年度の「歳出の大枠」に加算するものとする。

(7) B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費

B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費については、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」（平成 23 年 7

月 29 日閣議決定) に沿って、所要の額を要求する。

(注) B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費のうち、時限的な税制措置等により賄われるものについては、当該財源と併せて別途管理し、当該年度の「歳出の大枠」に加算するものとする。

2. 要望

各大臣は、「その他の経費」の平成 23 年度当初予算に相当する額と基礎額との差額（以下「差額」という。）の 1.5 倍の範囲内で要望を行うことができることとする。

3. その他の予算編成過程検討事項

- (1) 新たな制度改正による恒久的な歳入増が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程において検討することとする。
- (2) 「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」（平成 8 年 12 月 3 日閣議決定）に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（平成 10 年法律第 35 号）等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費等、「社会保障・税番号大綱」（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）に基づく新たなシステム導入に伴う経費等の平成 24 年度における取扱いについては、予算編成過程において検討する。
- (3) また、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成 18 年 5 月 30 日閣議決定）及び「平成 22 年 5 月 28 日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」（平成 22 年 5 月 28 日閣議決定）に基づく再編関連措置に関する防衛関係費に係る経費の平成 24 年度における取扱いについては、防衛関係費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、予算編成過程

において検討し、「歳出の大枠」の範囲内で必要な措置を講ずる。

- (4) 沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。
- (5) 「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」及び「平成23年人事院勧告」については、法案の審議状況や人事院勧告の今後の取扱い方針等に応じて、通常の実施の例により予算編成過程で検討し、その影響額を適切に反映する。

4. 要求期限等

上記による要求・要望に当たっては、9月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求・要望を提出せざるを得ない場合であっても、上記1.(1)ないし(7)及び上記2.(1)に従って算出される額の範囲内とする。

(以上)

(附表)

概算要求枠及び差額

所 管 等	概算要求枠	差額
内閣総理大臣（内閣・内閣本府等）	9,259 億円	904 億円
国家公安委員会委員長（警察庁）	2,349 億円	110 億円
総務大臣（総務省）	3,167 億円	170 億円
法務大臣（法務省）	7,279 億円	181 億円
外務大臣（外務省）	5,879 億円	405 億円
財務大臣（財務省）	11,890 億円	384 億円
文部科学大臣（文部科学省）	47,103 億円	3,240 億円
厚生労働大臣（厚生労働省）	11,308 億円	706 億円
農林水産大臣（農林水産省）	13,112 億円	977 億円
経済産業大臣（経済産業省）	9,450 億円	875 億円
国土交通大臣（国土交通省）	44,658 億円	4,397 億円
環境大臣（環境省）	2,201 億円	172 億円
防衛大臣（防衛省）	47,072 億円	640 億円
合計	214,727 億円	13,162 億円

(注1) 上記「概算要求枠」は、上記要領において、「義務的経費」及び「その他の経費」ごとに定める計算により算出された額の合計額である。

(注2) 上記「差額」とは、「その他の経費」の平成23年度当初予算に相当する額と基礎額（「その他の経費」の平成23年度当初予算額に相当する額に100分の90を乗じた額）との差額をいう。

(注3) 一般会計からエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定への繰入に係る平成24年度予算の経済産業省及び環境省の概算要求については、石油石炭税の税収見込額と平成23年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定への繰入額相当額との差額の範囲内の調整を予算編成過程において行う。このために必要な事項の登録を概算要求に併せ別途行う。

(注4) 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費及びB型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費については、概算要求枠とは別途、所要の額を要求する。

(注5) 平成24年度予算の概算要求額には、上記の合計のほか、国会、裁判所及び会計検査院に係る経費が加算される。